

資源エネルギー庁 エネルギー基本計画見直し意見受付担当 御中

エネルギー基本計画見直しについての意見（PARE意見その1）

意見提出者 自然エネルギー市民の会（PARE）
住所 大阪府中央区本町2-1-19-470
電話番号 06-6910-6301
FAX 番号 06-6910-6302
電子メールアドレス wind@parep.org
意見の公開の可否 可

該当する論点

1 基本的視点

（1）「1. エネルギーの安定供給の確保」について

意見

- ・論点が、「エネルギーセキュリティ指標を基軸となる政策目標として掲げ、環境保全、経済性も考慮しつつ、エネルギー需給構造の改革を大胆に進める」としていることは、人類の生存を左右する課題である気候変動問題への認識や危機感が乏しいと言わざるを得ない。エネルギーセキュリティの重要性を否定するものではないが、気候変動問題などの環境問題も、「考慮しつつ」などではなく、同等の重みをもって検討すべき課題である。
- ・論点は、「再生可能エネルギーの大量導入による供給不安定性に、どのように対応していくべきか」などと、再生可能エネルギーの供給不安定を強調するが、大量導入により供給が不安定になるとは限らない。太陽光や風力だけでなく、太陽熱、バイオマス、小水力、地熱などをミックスすれば、供給を平準化することは可能と考えられる。こうしたエネルギーのベストミックスの手法こそ検討されるべき課題である。
- ・電力業界などは、太陽光発電が拡大した時の問題点として「風力発電や太陽光発電が増加すると、日本はくし型系統であるため、隣接エリアとの供給ルートが多数あるメッシュ系統のヨーロッパと比較して、供給力調達が困難」と主張し、具体的には、北海道と青森間、50から60ヘルツ変換箇所等の問題を挙げている。しかし、こうした「供給力調達」は技術的に十分対応が可能である。こうした対策は、事故や地震発生等などにも、原子力発電所等の発電所の停止時の電力融通にも役立つことが認識されるべきである。

該当する論点

(2) 「地球温暖化問題への対応」について

意見

- ・ 25%削減について、論点は「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築や意欲的な目標の合意が前提」とするが、こうした前提をつけるべきではない。日本は世界有数の温室効果ガスの排出国であり、「共通だが差異ある責任」原則からしても、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組む義務がある。COP15において先進国の中期目標や、世界全体の長期目標に合意できなかった原因が、こうした「前提」に日本を始め先進国が拘泥したことにあることを真摯に反省すべきである。中長期的に、主要な途上国の削減行動が必要なことは論を俟たないが、主要な途上国の削減行動を促すためにも、日本などの先進国が率先して高い削減目標を約束することが国際的な合意を促進することになることが認識されるべきである。
- ・ また、「その際、産業の国際競争力に与える影響にも留意すべきではないか」との記述も、産業の国際競争力への影響を考慮して、産業への対策を弱めるとの趣旨であれば問題である。昨年の中期目標検討委員会がパブコメを行った6つの選択肢はいずれも産業界に甘く、1990年比15%削減の選択肢でも、産業部門の削減は2020年に2005年比1.87%に過ぎず、業務部門の36.97%削減、家庭部門の25.86%削減、運輸部門の18.29%削減と比べても極めて甘い削減想定になっていた。日本の企業にとっても省エネを進めるとともに、環境に優しい、温室効果ガスの排出量が少ない製品をつくることこそが、国際競争力をたかめることが認識されるべきである。

資源エネルギー庁 エネルギー基本計画見直し意見受付担当 御中

エネルギー基本計画見直しについての意見（PARE意見その2）

意見提出者 自然エネルギー市民の会（PARE）
住所 大阪府中央区本町2-1-19-470
電話番号 06-6910-6301
FAX 番号 06-6910-6302
電子メールアドレス wind@parep.org
意見の公開の可否 可

該当する論点

2 「2. 基本的視点を踏まえた新たなエネルギー需給構造のあり方」について

(1) 「資源の安定供給確保」について

意見

- ・論点は、「石油、天然ガス、石炭、LPガスなど我が国の経済活動に不可欠な資源の安定供給及び供給源の多様化を図るための総合的な取組が必要ではないか」とするが、再生可能エネルギーも「供給源の多様化」の1つとして位置づけるべきである。欧米では電力供給の相当部分を再生可能エネルギーで供給する計画が常識となっており、地球温暖化問題への対応を考えるなら、再生可能エネルギーこそ重点的な取り組みが必要である。

該当する論点

2 「2. 基本的視点を踏まえた新たなエネルギー需給構造のあり方」について

(2) 「エネルギー供給構造の改革」について

意見

- ・論点は、「安定供給、低炭素社会構築の切り札となる原子力発電については、安全を大前提としつつ、新增設の円滑化や先進諸国並みの設備利用率を確保するとともに、核燃料サイクルの着実な推進を図るための取組の強化が必要ではないか。」とするが、原子力発電のメリット、デメリットについて公平・冷静な評価がなされるべきである。英国の「エネルギー白書」（2003年）は、原子力発電の抱える問題点として、安全性の問題、放射性廃棄物の最終処分の技術的な問題、経済性の問題を指摘している。しかし、論点では、「経済性」の問題についていっさい言及がなされていない。原子力の経済性についてはこれまでの試算の根拠となった試算方法やデータの肝心な部分が非公開とされており、政府の経済性データに強い疑念がある。また、ドイツなどでは、破壊活動への脆弱性が原子力発電を止める大きな要因となっており、この点についての検討も必要である。原子力発電はこれまで何の国民的議論や住民合意もなく推進されてきた。

そのことが、各地で原子力発電所の建設を断念せざるを得ない状況を生んだ大きな理由である。これからも、同じ手法で原子力発電を推進できないことは明らかで、安易に「着実な推進を図るための取組の強化」を掲げることは、エネルギー基本計画の信頼性とその実効性を失わせかねない重大な問題であることを認識すべきである。原子力発電については、安全性や経済性を含め、すべてのデータを公表し、民主的・国民的議論を踏まえて、「推進」するのか、「廃止」の方向でエネルギー計画を立案するのかが国民的な議論がなされるべきである。

- ・原子力発電の原料であるウランは準国産エネルギーと位置づけられているが、その価格は変動が激しく、必ずしも安定的に確保できるとは限らない。再生可能エネルギーこそが純粋な国産エネルギーであり、枯渇せず、安定的に供給可能なエネルギーであると位置づけられるべきである。
- ・論点は、再生可能エネルギーについて、「供給安定性、国民負担、炭素リーケージに留意しつつ、利用拡大に向けた目標を掲げ、固定価格買取制度の拡充や関連規制の緩和措置を講じるべきではないか」とするが、「固定価格買取制度の拡充」などではなく、買取対象を太陽光発電だけでなく、太陽熱、風力、バイオマスを含むあらゆる再生可能エネルギーを対象にし、買取対象を余剰電力に限定せず、既存の電力系への関係の有無や設備の既設・新設にかかわらず、発電電力全量を補償の対象とする買取補償制度の創設を明確に記述すべきである。
- ・論点は、「安定供給や経済性を確保しつつ、クリーンコール等の低炭素化技術開発・導入の加速、石炭火力におけるバイオマス混焼の拡大、CCS技術の商用化の加速・導入などにより、発電部門の低炭素化を更に進めるべきではないか。」とするが、クリーンコール等の低炭素化技術、石炭火力におけるバイオマス混焼、CCS技術などに力を注ぐより、石炭火力は順次廃止し、再生可能エネルギーの普及拡大や、よりCO₂排出量の少ない最新式の天然ガス発電に切りかえることのほうが急務である。石炭火力におけるバイオマス混焼も数%程度の混燃ではほとんど効果は望めず、またCCSについてもエネルギー消費の増大とCO₂の多排出を前提とするもので、こうした技術開発に資金を投入するより、再生可能エネルギーの普及拡大に資金を投入するほうが、はるかに費用対効果があり、将来世代の負担も減る。
- ・論点は、「エネルギー供給構造高度化法を活用し、石油、天然ガス等の化石燃料についても、高度利用に向けた目標や基準を設定すべきではないか」とするが、エネルギー供給構造高度化法はそもそも気候変動問題への対処は目的に明記されていないなどの限界があり、このエネルギー供給構造高度化法を再生可能エネルギーの拡大・普及に向けて抜本的な法改正を行うか、廃止して新たに再生可能エネルギーの拡大・普及に向けた新法をつくることにすべきである。
- ・論点は、「石炭の利用に当たっては、高効率発電等の更なる技術革新を推進するとともに、・・・多目的利用（液化、ガス化）により、産炭国等のエネルギーセキュリティへの貢献と将来的な我が国へのクリーンエネルギー供給の確保を図

るべきではないか。」とするが、石炭火力は、環境面、経済面などで優位な技術が開発されるまで、基本的に新たな建設は凍結し、既存設備は廃炉にする方向で考えるべきである。この間の日本の排出量の増加は、価格が安いことを理由に、石炭火力を増やしてきた結果であることを忘れてはならない。

該当する論点

2 「2. 基本的視点を踏まえた新たなエネルギー需給構造のあり方」について (3) 「エネルギー需給構造の改革」について

意見

- ・論点は、「産業部門については、世界最高水準のエネルギー利用効率の維持・強化に向けた政策措置の強化が必要ではないか。その際、産業競争力、雇用、炭素リーケージへの配慮が重要ではないか。」とするが、産業部門が日本の排出量の6割を占めていること、そこでの排出抑制こそが温暖化対策として最重要であることを意図的に無視していると言わざるを得ない。産業部門での排出抑制のために、現在の日本経団連の環境自主行動計画の内容を、25%削減に相応しい目標に大幅に改訂するとともに、「自主」行動計画を協定化し、さらにキャップ&トレードの国内排出量取引の導入などの導入が必要なことを明記すべきである。
- ・論点は、民生部門（家庭、オフィス等）について、「省エネ型の住宅・建築物の普及加速化や省エネ家電、LED照明、燃料電池、ヒートポンプなど高効率機器の世界最速の普及を実現するため、事業活動やライフスタイルの転換を誘導する規制や助成策を強化すべきではないか。」とするが、オール電化の名の下に、CO₂排出量の多い電気温水器が未だに大量に売られており、さらに、「ヒートポンプなど高効率機器」のなかには、エコキュートのように、カタログ値ほどに省エネ効率が良くないものもあり、こうした省エネ機器の性能と、効果的な使用方法についての消費者への情報提供も重視されるべきである。
- ・論点は、運輸部門について、「燃費基準やEV・ハイブリッド車等の次世代車の普及、バイオ燃料の利用拡大などについて、低炭素化と競争力強化に向け官民で共有できる目標を設定すべきではないか。また、業務用車両における次世代車の利用促進やモーダルシフトの加速化などに資する具体的措置を検討すべきではないか。」とするが、交通量の抑制こそが対策の要であり、公共交通機関の拡充による「モーダルシフトの加速化」こそ重要で、モーダルシフトについての「官民で共有できる目標を設定」を明記すべきである。

資源エネルギー庁 エネルギー基本計画見直し意見受付担当 御中

エネルギー基本計画見直しについての意見（PARE意見その3）

意見提出者 自然エネルギー市民の会（PARE）
住所 大阪市中央区本町2-1-19-470
電話番号 06-6910-6301
FAX 番号 06-6910-6302
電子メールアドレス wind@parep.org
意見の公開の可否 可

該当する論点

3 「3.革新的なエネルギー技術の開発」について

意見

- ・論点は、「太陽光、CCSなど有望かつ削減効果の高い技術については開発前倒しすることも検討すべきではないか。」とするが、前述のとおりCCSは温室効果ガスの多排出が前提の技術であり、これを「有望かつ削減効果の高い技術」とするのは問題である。再生可能エネルギーのなかの風力、バイオマス、小規模水力などには、革新的な技術開発の余地が残されており、こうした近い将来に実現可能性が高い技術にこそ、開発資金が投入されるシステムを作るべきである。

該当する論点

4 「4.我が国エネルギー・システムの国際展開」について

意見

- ・論点は、「我が国の強みを活かし、環境と経済の両立を図るためには、原子力、クリーンコール技術、太陽光発電、省エネルギー技術、スマートグリッド等の先進技術や関連システムを海外展開」することに積極的に取り組むとするが、「原子力」、「クリーンコール技術」は入れるべきではない。その理由は前述のとおりである。

該当する論点

5 「6.横断的課題」について

意見

- ・エネルギー政策は国家の基本計画であり、十分な時間をかけ、広く国民的な議論や意見交換を行い、国会でも議論を尽くすべきである。